長岡市監査結果処理基準

この処理基準は、地方自治法第199条の規定による監査において認められた違法、不当又は不適切な事項について、処理の公正な適用を期するため定めるものとする。

| 区 分 | 内 容 | 処 理 |
|------|---|--|
| 指摘事項 | 1 明らかに違法又は不当なもの 2 故意又は重大な過失によるもの 3 不経済な行為又は損害が生じて いるもの 4 その他不適切あるいは妥当性を 欠くもの であり、是正又は改善を要するもの | 指摘の内容を記した報告書を 議長、市長等に提出するととも に、公表する。 ※ 監査の結果に対する措置状 況の報告を求め、当該措置の 内容を公表する。 |
| | | ※ 事柄の重要性等により、特に必要があると認められる場合は、勧告する。 |
| 注意事項 | 指摘事項までに至らないもので、 是正又は改善を要するもの | 注意すべき事項を簡潔に記した報告書を議長、市長等に提出するとともに、公表する。 ※ 監査の結果に対する措置状況の報告は要しない。 |
| 意見 | 市の組織及び運営の合理化に資すると認める場合、監査委員の意見として公表するもの 【地方自治法第 199 条第 10 項】 | 意見の内容を記した報告書を 議長、市長等に提出するととも に、公表する。 ※ 原則として、意見に対する 措置状況の報告を求め、当該 措置の内容を公表する。 |

上記のほか、監査の過程で正された事務処理誤りは、事務局指導事項とする。